

災害時における専用水道の使用に関する覚書の締結について

本市では、災害発生時に断水が生じた場合に店舗の一部を使用して飲料水の提供を受けるため、株式会社イトーヨーカ堂と「相模原市と株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び株式会社イトーヨーカ堂との地域活性化包括連携協定書」に基づき、覚書を締結いたしますのでお知らせします。なお、覚書の締結に当たり、覚書締結式を行います。

1 締結式日時

令和7年12月2日（火）午後3時から午後3時15分まで

2 場所

相模原市役所本庁舎本館2階 第1特別会議室

3 出席者

株式会社イトーヨーカ堂 神奈川ゾーンマネジャー 山田 功二（やまだ こうじ）氏
相模原市長 本村 賢太郎

4 覚書の主な内容

災害発生時に断水が生じた場合に、専用水道施設である株式会社イトーヨーカ堂の店舗から地下水を原水とする飲料水の提供を受けるもの

※専用水道とは・・・

水道法に基づき、1日の最大給水量が20m³を超える又は給水人口が100人を超える自家用水道のことであり、衛生管理や水質検査などが義務付けられています。

5 その他

当日の取材を希望される方は、以下の問合せ先に12月1日（月）午後5時までに御連絡ください。



問合せ先

健康福祉局保健衛生部生活衛生課

電話 042-769-9251